

iDeCo

ご加入にあたっての重要事項 および記入要領

(ご記入前に必ず確認してください)



重要事項【個人情報の取扱いについて】（必ずお読みください）

「個人型年金加入申出書」および「個人別管理資産移換依頼書」等届出書のご提出にあたっては、同封およびホームページ掲載の資料をよくお読みください。また、以下「個人情報の取扱い」について同意ください。

国民年金基金連合会の個人情報の取扱い

● 個人情報の利用目的

国民年金基金連合会は、加入者等の皆様からお預かりした個人情報を以下の具体例のとおり、確定拠出年金制度の業務を行うために必要な範囲で利用します。

- 制度への加入資格の審査など、制度への加入手続き
- 制度への加入後の加入資格の確認など、加入者等の皆様の加入状況の把握及びその記録の管理
- 掛金の収納、手数料の徴収など制度における必要な費用の受領
- 運用商品の指図
- 資産の管理
- 給付及び脱退一時金の支給
- 企業型確定拠出年金制度及び他の企業年金制度との間の移換手続き
- 自動移換者の状況の把握及びその記録の管理
- 個人別管理資産額その他必要な事項の加入者等への通知
- 個人型確定拠出年金制度に関する情報の提供
- 個人型確定拠出年金の健全な発展を図るために必要な調査・研究
- その他法令及び個人型年金規約に定めのある場合

なお、個人型確定拠出年金における個人情報の保護については、国民年金基金連合会のホームページ（<https://ideco-koushiki.jp>）に掲載されていますのでご参照ください。

運営管理機関と日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社の個人情報の取扱い

● 運営管理機関と日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社との個人情報の相互提供

運営管理機関と日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社は、運営管理機関（東京海上日動火災保険株式会社および東京海上日動火災保険株式会社が運営管理業務を再委託した金融機関）が有する個人情報をその業務の遂行に必要な範囲内で相互に提供します。

● 国民年金基金連合会への個人情報の提供

運営管理機関は、国民年金基金連合会が個人型年金を実施するために必要とする上記「運営管理機関が有する個人情報」を国民年金基金連合会に提供します。

● 個人情報の利用目的

運営管理機関及び日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社は、「確定拠出年金法」第99条第2項に従い以下の①～⑤の業務の遂行に必要な範囲内で、「運営管理機関が有する個人情報」を保管及び使用します。

また、運営管理機関は、国民年金基金連合会から委託を受けた「確定拠出年金法」第2条第7項に定める確定拠出年金運営管理業務を遂行するために、お客様情報*を保管及び使用します。

- ① 加入者等に関する事項の記録及び保存、通知
- ② 運用指図のとりまとめ及びその内容の事務委託先金融機関への通知
- ③ 給付を受ける権利の裁定
- ④ 運用の方法の選定及び提示、情報の提供
- ⑤ 個人別管理資産額の試算及びサービス向上のための計数把握等の付随業務

*お客様情報とは、氏名、生年月日、基礎年金番号、掛金引落口座、住所、電話番号、死亡一時金受取人氏名、個人別管理資産額の個人情報及びこれら個人情報と組み合わせることで個人情報となる性別、プラン名、事業所番号、事業所名称、被保険者種別、加入者番号、加入者資格取得日、加入者資格喪失日、加入者資格喪失事由、運用指図者資格取得日、運用指図者資格喪失日、運用指図者資格喪失事由、給付裁定事由、プラン脱退日、死亡一時金受取人続柄、障害認定年月日、その他の情報です。

商品販売会社の個人情報の取扱い

● 商品販売会社への個人情報の提供

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社は、お客様の氏名、生年月日、住所の個人情報及びこれら個人情報と組み合わせることで個人情報となる性別、加入者番号、加入者資格取得日、加入者資格喪失日、加入者資格喪失事由、障害認定年月日、その他の情報を、お客様が選択された商品の特性に応じ、必要な範囲内で、その商品の販売会社へ提供します。

● 個人情報の利用目的

商品販売会社（取扱保険代理店・扱者を含みます）は、個人情報（過去に取得したものを含みます）を、お客様が選択した商品の管理・履行、付帯サービスの提供、保険商品・金融商品等の各種商品サービスの案内・提供、アンケート等を行うために保管および使用します。

販売会社における個人情報の取扱いについては、各商品販売会社のホームページをご覧ください。

重要事項（必ずお読みください）

死亡一時金受取人について

● 遺族の範囲及び順位（個人型年金規約第130条）

- 1 死亡一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者（届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を裁定業務を行う運営管理機関に対して表示したときは、その表示したところによるものとする。
 - ① 配偶者
 - ② 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - ③ 前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当事主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - ④ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって第2号に該当しないもの
- 2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- 3 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が2人以上あるときは、死亡一時金の請求は、死亡一時金の受領に関し一切の権限を有する代理人1人を定め、その者によりしなければならない。
- 4 前項の代理人は、その権限を証する書類を裁定業務を行う運営管理機関（その死亡した者が連合会移換者である場合にあっては、連合会）に提出しなければならない。
- 5 加入者等は、裁定業務を行う運営管理機関に申し出て、死亡一時金の受取人を指定し、又はその指定を変更し若しくは撤回することができる。
- 6 指定された受取人が死亡した後に、再指定が行われなかった場合は、第1項本文及び第2項に定めるところによる。
- 7 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。
- 8 死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後5年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなして、前項の規定を適用する。

運用の方法に係る情報の提供について

加入申出書・移換依頼書等のご提出にあたっては、「金融サービスの提供に関する法律」第4条の「重要事項」（運用商品の利益の見込みや損失の可能性及びこれらの基礎となる指標等）について、運営管理機関から説明資料の配布や説明会開催等により情報提供を受けたことを前提とします。

確定拠出年金制度改正に伴う留意事項

2020年の確定拠出年金制度改正に伴い、iDeCoの受給開始時期の上限の延長（2022年4月から）、加入可能年齢の拡大（2022年5月から）および加入要件の緩和（2022年10月から）等が施行されています。詳細は、以下確定拠出年金ホームページのお知らせをご覧ください。

<https://401k.tokiomarine-nichido.co.jp/news/20220208.html>



また、以下【留意事項】につきましてもご一読ください。

【留意事項】

企業型確定拠出年金またはiDeCoの老齢給付金を受給された方は、改正により企業型確定拠出年金またはiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、それぞれ再加入をすることができません。また、公的年金を65歳前に繰上げ請求された方は、改正によりiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、iDeCoに加入することができませんので、注意してください。

加入・移換をご検討されるみなさまへ

必ず、以下をお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入・移換の手続きを行ってください。

『詳細は国民年金基金連合会（以下「連合会」）のHP（URL <https://www.ideco-koushiki.jp/>）をご覧ください。』

1. iDeCoの特徴

加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用。原則60歳以降に、掛金とその運用益の合計額をもとに給付額が決定し、給付を受ける制度です。



- 掛金が全額所得控除されます（所得税・住民税が軽減されます）**
例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円の節税効果となります。
- 運用益も非課税で再投資されます**
通常、金融商品の運用益には税金（源泉分離課税20.315%）がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です。
※ 積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在は課税が凍結されています。
- 受け取る時も税制優遇措置があります**
一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金の場合は「公的年金等控除」という控除が受けられます。

中途での解約・引き出しは、原則、できません。また、借入れの担保とすることもできません。
ただし、以下①～⑦の要件をすべて満たす場合に限り、脱退一時金を受給してiDeCoから脱退することができます。

- 60歳未満であること
- 企業型年金加入者でないこと
- 国民年金保険料免除者、外国籍の海外居住者等のiDeCoに加入できない者であること
- 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと
- 通算拠出期間^(注)が1ヶ月以上5年以下、または個人別管理資産額が25万円以下であること
- 障害給付金の受給権者でないこと
- 最後に企業型確定拠出年金加入者又はiDeCo加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと

(注)掛金を拠出していない期間は含みません。

2. iDeCoの拠出限度額

iDeCoの掛金には、加入者ご本人の状況に応じた「拠出限度額」があります（下図の点線囲みの部分）。

iDeCo	自営業者等	専業主婦等	企業年金等に加入していない方	企業年金等に加入している方 公務員・私学共済加入者の方
拠出限度額	第1号被保険者 任意加入被保険者 年額81.6万円 (月額6.8万円) <small>※国民年金基金・付加保険料との合算枠</small>	第3号被保険者 年額27.6万円 (月額2.3万円)	第2号被保険者 年額27.6万円 (月額2.3万円)	年額24.0万円 (月額2.0万円) ※2 または 年額14.4万円 (月額1.2万円) ※3
	国民年金基金 <small>※iDeCoと重複加入可能</small>			企業年金等 ※1 厚生年金保険（2階） 基礎年金（1階）

※1 企業年金等とは企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金等。
 ※2 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方」の額。
 ※3 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方（※2）以外の方」の額。
 （公務員・私学共済加入者もこちらに含まれます。）

iDeCoの掛金は毎月定額（5,000円以上1,000円単位）の掛金を拠出していただく方法の他に、年1回以上、任意に決めた月にまとめて掛金を拠出していただく方法も可能です。その場合においても年額の拠出限度額を超えることはできません。また、掛金額の変更は年1回のみ行なうことができます。

- 【企業型確定拠出年金に加入している場合】
- 企業型確定拠出年金に加入している方は、iDeCoの掛金は「毎月定額」のみ拠出可能です。
 - 企業型確定拠出年金規約において、マッチング拠出を導入している場合、企業型確定拠出年金加入者はマッチング拠出か、iDeCo加入かを選択可能です。（マッチング拠出とiDeCoを併用することは不可。）

3. 運営管理機関

iDeCoの年金資産を運用する加入者等に、運用商品群を提示している会社が運営管理機関（以下「運営」という）です。

連合会はiDeCoの実施主体ですが、加入者等^(注)にとって、運営は総合的な対応窓口で、**届出書類の請求先・提出先、様々な照会の窓口**になります。なお、届出書類の授受等を第三者に委託している場合がありますので、運営等で確認してください。

(注) 掛金をかけている方を「加入者」、掛金はかけておらず、これまでの年金資産の運用だけを行なっている方を「運用指図者」、両者をあわせて「加入者等」といいます。

4. 手数料

iDeCoの手数料は加入者等が負担します。なお、年金受給者の受給期間中の手数料は、運用指図者の扱いです。

手数料の額は下表のとおりですが、**金額や徴収方法は運営によって異なります**ので、詳細については、運営にお問い合わせください。

加入者等が負担する手数料 (単位：円(消費税込))		加入者		運用指図者	
		加入・移換時の 一時的な手数料	1ヶ月(1回) あたりの手数料	加入・移換時の 一時的な手数料	1ヶ月(1回) あたりの手数料
手数料 徴収元 (注1)	A 連合会	2,829	105	2,829	-
	B 運営管理機関	①	②	③	④
	C 信託銀行 ^(注2)	-	②'	-	④'
D 手数料総額 (A+B+C)		2,829+①	105+②+②'	2,829+③	④+④'

(注1) 運営の資料等では、下記のように表示している場合があります。

「信託銀行」を「事務委託先金融機関」と表示、BとCの手数料を合算して、一本で表示。

(注2) 年金資産を管理する「信託銀行」は、運営があらかじめ指定していますので、加入者等が指定することはできません。

5. 加入者資格の喪失

資格喪失後の手続きについては、運営にお問い合わせください。

加入者は、下記の資格喪失理由(1)～(9)のいずれかに該当した場合、**加入者の資格を喪失し、掛金の拠出ができなくなります**。

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| (1) 死亡したとき | (4) 保険料免除制度等により国民年金の保険料の全額または一部の額の納付を要しないものとされたとき | (7) 公的高齢年金の受給権者となったとき
(公的高齢年金を繰り上げ請求した場合を含む) |
| (2) 国民年金の被保険者でなくなったとき | (5) 農業者年金の被保険者になったとき | (8) 企業型確定拠出年金マッチング拠出を選択したとき |
| (3) 個人型年金運用指図者となるとき | (6) iDeCoの老齢給付金受給権者となるとき
(iDeCoの老齢給付金を請求するため) | (9) 企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出となったとき |

6. 給付

受給手続きを行う窓口は、運営によって異なりますので、詳細については、運営にお問い合わせください。

(1) 老齢給付金

① **通算加入者等期間^(注)が10年以上の方は60歳から受給できますが、10年未満の場合は、通算加入者等期間によって、受給できる年齢は異なります(表1参照)。通算加入者等期間を有しない60歳以上の方が加入者となった場合、加入者となった日から5年を経過した日より老齢給付金を請求することができます。**

② 受給時期を選択することができます。

受給時期を延期し、75歳まで非課税の運用を継続することができます。

(75歳までに受給の請求をしていただく必要があります。請求されなかった場合には、法務局に供託されます。)

(注) 確定拠出年金(企業型またはiDeCo)の「加入者等」であった期間(60歳未満の期間に限る)のこと。また、「退職一時金」や「企業年金^(※)」を確定拠出年金に移行している場合、当該制度に加入していた期間も含みます。

※企業年金とは、「厚生年金基金」、「確定給付企業年金」、「石炭鉱業年金基金」および「適格退職年金」をいいます。

(2) 障害給付金

一定の障害の程度に該当する場合、障害給付金を受給することができます。

なお、受給要件等の詳細については、運営にお問い合わせください。

(3) 死亡一時金

加入者等が死亡した場合、死亡一時金が支給されます。(表2参照)

なお、**受取人の指定がない場合の受取順位は、民法で定める相続の順位とは異なります**。受取人を指定されたい方は、運営にお問い合わせください。

(4) 障害および老齢給付金の受給方法

① 「年金」以外の受給方法は、運営によって異なります(表3参照)。

詳細については、運営にお問い合わせください。

② 受給の際、給付手数料が受給額から控除されます(「年金」受給者の場合、受給の都度かかります)。なお、給付手数料の金額は、運営によって異なります。

表1. 通算加入者等期間に応じた受給可能な年齢

8年以上	61歳から受給可能
6年以上	62歳から受給可能
4年以上	63歳から受給可能
2年以上	64歳から受給可能
1年以上	65歳から受給可能

表2. 死亡一時金の支給対象者

受取人指定	支給対象者
あり	指定されている人に支給
なし	個人型年金規約にしたがい支給

表3. 給付金の受給方法

	年金	一時金	年金と一時金の併用
老齢給付金	◎	○	○
障害給付金	◎	○	○
死亡一時金	×	◎	×

◎可能 ×不可能

○運営が設定している場合、可能

ご記入にあたってのご留意事項

1. 提出書類

- ご加入にあたり提出いただく書類は、国民年金の被保険者種別および下記「2.掛金額区分」により異なります。

国民年金被保険者種別		iDeCoの加入要件	個人型年金加入申出書	事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書	第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)
第1号被保険者*1		20歳以上60歳未満の個人事業主等	○	—	—
第3号被保険者		家事専従者(会社員、公務員に扶養されている配偶者)で20歳以上60歳未満の方	○	—	—
第2号被保険者*2	共済組合員を除く	65歳未満の厚生年金適用事業所に勤めている会社の役員・従業員	○	○	—
	共済組合員	65歳未満の国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者	○	—	○
	65歳以上75歳未満		65歳以上第2号被保険者用の加入キットを利用してください。弊社確定拠出年金コールセンター(0120-719-401)へ請求してください。		
任意加入被保険者*3		国民年金の任意加入者 ・60歳以上65歳未満の日本国内に住所を有する方 ・20歳以上65歳未満の海外居住者	任意加入被保険者用の加入キットを利用してください。弊社ホームページまたは弊社確定拠出年金コールセンター(0120-719-401)へ請求してください。		

※ iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給している、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給(繰上受給を含みます)している場合は、加入いただけません。

- *1 農業者年金の被保険者、国民年金の保険料免除者等は、加入いただけません。
- *2 企業型確定拠出年金について申出者はマッチング拠出を選択している、または事業所の事業主掛金額は年単位拠出になっている場合は、加入いただけません。
- *3 iDeCoの加入は国民年金に加入している期間に限ります。国民年金の加入は原則60歳未満ですが、保険料納付済期間が480ヶ月に満たない方、海外居住の方は最長65歳まで任意の加入が可能です。

2. 掛金額区分

- 掛金の納付方法は、「毎月定額で納付」または「納付月と金額を指定して納付」を選択いただけます。なお、「納付月と金額を指定して納付します」を選択される場合は、以下【留意事項】を確認いただき、弊社ホームページ*4から「加入者月別掛金額登録・変更届」を印刷のうえ、あわせて提出してください。

- *4 「加入者月別掛金額登録・変更届」は弊社ホームページから印刷できます。
<https://401k.tokiomarine-nichido.co.jp/personal/henko-kanyusha.html>



【留意事項：納付月と金額を指定して納付する場合】

- 11月に加入を申出する場合は、「納付月と金額を指定して納付します」を選択することはできません。11月に加入を申出する場合は、毎月定額での手続き後、お手元に「個人型年金加入確認通知書」が届いてから、「加入者掛金額変更届(種別毎)」と「加入者月別掛金額登録・変更届」をあわせて提出してください。
- 確定拠出年金制度改正に伴い、2022年10月より企業型確定拠出年金とiDeCoの掛金の合算管理が実施されます。これにより、企業型確定拠出年金に加入されている方は、iDeCoの掛金額を必ず毎月定額で納付いただくこととなります。

3. 資格取得年月日（加入年月日）

- 個人型年金の資格取得年月日は、受付金融機関が加入申出書を受け付けた日となります（不備等により書類が返戻された場合は、不備を解消した日付が受け付けた日となります）。
- また、資格取得年月日が属する月が「加入月（受付月）」となります。

4. 掛金引落開始年月日と初回引落金額

- **掛金引落開始年月日、初回引落金額は原則下表のとおりです（記入内容に不備がある場合等はこの限りではありません）。加入手続き後に国民年金基金連合会から郵送される「個人型年金加入確認通知書」を確認してください。**
- なお、提出書類の送達状況によっては、以下のスケジュールが遅延する場合があります。

毎月定額で納付	<ul style="list-style-type: none"> ● 初回は加入月（受付月）の翌月26日*5に1か月分の掛金、または翌々月26日*5に2か月分（加入月分+加入月の翌月分の合計）の掛金が引き落としされます。その後は、毎月26日*5に対象月分の掛金が引き落としされます。
納付月と金額を指定して納付	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入月（受付月）の翌々月26日*5以降の指定月から指定した掛金が引き落としされます。その後は、指定月に指定した掛金が引き落としされます。

*5 26日が金融機関休業日の場合は、翌営業日が引落日となります。

「個人型年金加入確認通知書」イメージ

個人型年金加入確認通知書	
先に申出がありました件について、下記のとおり通知致します。	
基 礎 年 金 番 号	9999-234567
氏 名	年金 花子
性 別	女
住 所	東京都港区六本木9-8-7
生 年 月 日	昭和52年2月2日
被 保 険 者 種 別	第二号被保険者
登 録 事 業 号	00001234
登 録 事 業 所 名 称	株式会社 年金確認
資 格 取 得 年 月 日	平成30年3月30日
平成30年5月9日発行 国民年金基金連合会	
掛金納付及び引落開始年月日のお知らせ 作成日 平成30年5月9日	
掛金納付方法	***** 掛金引落開始年月日 平成30年5月28日
掛金引落機関	***** 初回引落金額 ￥24,000-
預金種目	***** 毎月の掛金納付日 平成30年3月分から(2ヶ月分)
預貯金口座記号番号	***** 毎月の掛金納付金額 ￥12,000-
口座名義人	*****

当欄に「掛金引落開始年月日」と「初回引落金額」が記載されます。

なお、「納付月と金額を指定して納付する」場合は、あわせて送付される「加入者引落予定のお知らせ」に、年間スケジュールが記載されます。

個人型年金加入申出書

1枚目

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目のにはし点をご記入ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。

1. 申出者 全ての加入申出者をご記入ください。▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

フリガナ ネンキン イチロウ

氏名 **年金 一郎** 基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0

生年月日 昭和5年 平成7年 4月 9日 性別 男 女

住所 フリガナ トウキョウト マルマルク サンカクサンカク1-23-456 シカクシカクビル 連絡先電話番号

〒123-4567 市区町村コード (12) 3456-7890

東京都〇〇区△△1-23-456 〇〇ビル

2. 被保険者の種別 必ずいずれか1つにし点をご記入のうえ、「3.掛金の納付方法」以降の該当項目をご記入ください。

第1号被保険者▶会社員以外の自営業者 共済組合員(65歳未満)▶国家公務員共済組合の長期組合員、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者

第2号被保険者(65歳未満)▶共済組合員を除く会社員等 任意加入被保険者(60歳以上65歳未満の日本国内に住所を有する者)(任意加入被保険者用別紙の提出が必要)

第3号被保険者▶会社員、公務員に扶養されている配偶者 任意加入被保険者(20歳以上65歳未満の海外居住者)(任意加入被保険者用別紙の提出が必要)

【第2号被保険者】
【共済組合員】の方
はご記入ください。

3. 掛金の納付方法

事業主払込₁ 個人払込₂

4. 掛金引落口座情報 「個人払込」の場合は加入申出者をご記入ください。第1号・第3号・任意加入被保険者も同様です。
「事業主払込」の場合で、事業所内において事業主払込の加入者は今回が初めてである、又は、口座から直近12ヵ月以内に引落実績がない、もしくは不明であるときは、事業主でご記入ください。

口座名義人 フリガナ ネンキン イチロウ

個人払込の場合、本人名義に限定・屋号付きは不可

年金 一郎 金融機関 届出印

2枚目に金融機関届出印を押印してください

ゆうちょ銀行以外の金融機関₁ ← どちらかを選択してください → ゆうちょ銀行₂

金融機関名 銀行 労金 信連 農協 信金 信組

金融機関コード 種目コード 166 契約種別コード 30

支店名 本店 支店(支所) 出張所

通帳記号 通帳番号(右詰め)

預金種別 普通₁ 当座₂ 口座番号(右詰め) 1 2 3 4 5 6 7

5. 掛金額区分

掛金を下記の毎月定額で納付します。0 ← どちらかを選択してください → 納付月と金額を指定して納付します。1

毎月の掛金額 20千 000円

別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください。

【第2号被保険者】
【共済組合員】の方
は勤め先が別紙の「事業主の証明書」に記入後、申出者が「事業主の証明書」から右欄に転記ください。

※1:共済組合員及び電子申請の場合、登録事業所番号を必ず記入してください。

6. 現在のお勤め先(事業所情報)

登録事業所番号※1 1 2 3 4 5 6 7 8 登録事業所名称 フリガナ マルマル(カ) 〇〇株式会社

企業年金制度等の加入状況 10

7. 付加保険料納付状況・国民年金基金加入状況について

国民年金の付加保険料(納付月額400円※2)を納付している。

国民年金基金に加入している。 右欄を記入▶

国民年金基金加入員番号 掛金月額※2 千 円

8. 給付金・年金の受給状況について

iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給していない。 老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰り上げ受給していない。

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	(株)〇〇銀行
運用関連運営管理機関	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	(株)〇〇銀行
記録関連運営管理機関	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	△△キーピング(株)

各種届書・添付書類	受付金融機関確認	事務処理センター
預金口座振替依頼書 K-001	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	
加入者月別掛金額登録・変更届 K-030	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	
加入者等運営管理機関変更届 K-004	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	
個人別管理資産移換依頼書 K-003	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	
事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 K-101A	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	
第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用) K-101B	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	
任意加入被保険者用別紙 (K-001、K-010D添付用) K-018	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	

受付金融機関 令和 年 月 日

事務処理センター

【K-001号】 個人型年金加入申出書 記入要領

＜注意事項＞

- この申出書は、新規に個人型年金に加入される方、過去に個人型年金に加入されていた方が再加入するための書類です。
※第2号被保険者の65歳以上75歳未満の方で新規加入、または再加入の場合は、この申出書ではなく「K-002 個人型年金加入申出書（第2号被保険者（65歳以上75歳未満）新規・継続加入用）」に記入し提出してください。
- 第2号被保険者の方（共済組合員を除く）
この申出書の提出には、「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書（K-101A1号）」の添付が必須です。
- 共済組合員の方
この申出書の提出には、「第2号加入者に係る事業主証明書（共済組合員用）（K-101B号）」の添付が必須です。
- 任意加入被保険者の方（老齢基礎年金額計算の対象となる国民年金の保険料納付期間済等期間が480月未満かつ、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方、または老齢基礎年金額計算の対象となる国民年金の保険料納付期間済等期間が480月未満かつ、日本国籍を有する者であって日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の方）
この申出書の提出には「K-018 任意加入被保険者用別紙（K-001、K-010D添付用）」の添付が必須です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。（選択肢は、該当する□にレ点を記入してください。）
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 既に個人型年金の運用指図者である方が、現在利用中の運営管理機関と異なる機関を、この申出書で指定する場合は、「加入者等運営管理機関変更届（K-004号）」をあわせて提出してください。
（運営管理機関の複数指定は不可。また、運営管理機関を変更される場合は、一度資産が現金化されます。）
- 個人型年金の資格取得年月日は、受付金融機関がこの加入申出書を受け付けた日となります。（返戻された場合は、個人型年金の資格取得年月日は再提出された日となります。）
- 記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。
- 第2号被保険者または共済組合員で企業型確定拠出年金に加入している方は、年金手帳または基礎年金番号通知書などに記載された基礎年金番号、性別、生年月日が、企業型確定拠出年金の加入者向けWEBサイトに表示されている基礎年金番号、性別、生年月日と、一致していることを確認してください。
また、以下に該当する方は、個人型年金に加入できません。
 - ・加入者向けWEBサイトに登録されている「企業年金等の加入状況」が事業主証明書の内容と相違する場合。
 - ・企業年金等に加入していない場合で、「企業型確定拠出年金の事業主掛金額」と「個人型年金の掛金額」（5,000円以上）の合計が55,000円を超過している場合。
 - ・企業年金等に加入している場合で、「企業型確定拠出年金の事業主掛金額」と「個人型年金の掛金額」（5,000円以上）の合計が27,500円を超過している場合。
 - ・企業型確定拠出年金において、マッチング拠出を選択している場合。
 - ・企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出の場合。

<注意事項>

- 個人型年金と企業型確定拠出年金に同時加入し、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が次のいずれかに該当する場合は、個人型年金の拠出限度額が引き下げられます。
 - ・ 事業主掛金額が35,000円以上（企業年金等に加入していない場合）
個人型年金の拠出限度額は「20,000円-(事業主掛金額-35,000円)」
 - ・ 事業主掛金額が15,500円以上（企業年金等に加入している場合）
個人型年金の拠出限度額は「12,000円-(事業主掛金額-15,500円)」
 (注) いずれの場合も上記の「個人型年金の拠出限度額」が5,000円未満の場合は、個人型年金に加入できません。
- 加入後に個人型年金の掛金額が上記金額を超過していた場合、個人型年金の掛金額は拠出限度額内になるよう自動で減額されます。また、減額後の掛金額が5,000円未満となった場合は掛金の拠出が停止されます。

1. 申出者

○申出者氏名(漢字)

- ・ 氏名に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。
- ・ また、補正ができない場合は、氏名の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、ご了承ください。

○基礎年金番号

- ・ 年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・ 基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

○住所

- ・ 住所に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。
- ・ また、補正ができない場合は、住所の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、ご了承ください。
- ・ 海外居住者の方は、住所欄に海外の居住先の国名のみ記入してください。
※詳細な住所は「K-018 任意加入被保険者用別紙 (K-001、K-010D添付用)」に記入してください。

○連絡先電話番号

日中に問い合わせができる電話番号を記入してください。（携帯電話の電話番号も可能です。）

2. 被保険者の種別

該当する□にレ点を記入してください。

○第1号被保険者の方

20歳以上60歳未満の自営業者など、ご自分で国民年金の保険料を納めている方。

※農業者年金に加入されている方、国民年金の保険料を納付していない方、保険料免除者（一部免除、学生納付特例、納付猶予を含む）は、個人型年金に加入できません。

○第2号被保険者の方(共済組合員を除く)

65歳未満の会社員など、厚生年金適用事業所に勤めている方。

○共済組合員の方

65歳未満の国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度の共済組合員の方。

○第3号被保険者の方

主婦（主夫）など、会社員、公務員に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満である方。

○任意加入被保険者の方(60歳以上65歳未満の日本国内に住所を有する者)

老齢基礎年金額計算の対象となる国民年金の保険料納付済等期間が480月未満かつ、60歳以上65歳未満の国内居住である任意加入被保険者の方。

○任意加入被保険者の方(20歳以上65歳未満の海外居住者)

老齢基礎年金額計算の対象となる国民年金の保険料納付済等期間が480月未満かつ、日本国籍を有する20歳以上65歳未満の海外に居住する任意加入被保険者の方。

3.掛金の納付方法（※第2号被保険者の方(共済組合員を除く)、共済組合員の方のみ、ご記入ください。）

○第2号被保険者の方(共済組合員を除く)

「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主証明書（K-101A1号）」の「8.掛金の納付方法」項目と同じ方法の□にレ点を記入してください。

◇「個人払込」を選択する方

申出者個人の掛金引落口座情報と金融機関届出印（○枚目）を記入・押印してください。

◇「事業主払込」を選択する方

・以下のいずれかに該当する場合は「掛金引落口座情報」、「金融機関届出印（○枚目）」の記入・押印を事業主に依頼してください。

1. 事業所内において事業主払込の加入者は今回が初めてである
2. 口座から直近12ヵ月以内に引落実績がない
3. 口座から直近12ヵ月以内に引落実績があるか不明である

・事業所内において事業主払込の加入者が既におり、且つ、口座から直近12ヵ月以内に引落実績のある場合は、「掛金引落口座情報」の記入は不要です。

○共済組合員の方

「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)（K-101B号）」の「8.掛金の納付方法」項目と同じ方法の□にレ点を記入してください。

◇「個人払込」を選択する方

申出者個人の掛金引落口座情報と金融機関届出印（○枚目）を記入・押印してください。

◇共済組合員の方で、「事業主払込」を選択する方

「4.掛金引落口座情報」欄の記入・押印は不要です。

4.掛金引落口座情報

- ・掛金引落口座情報は、受付金融機関による代理訂正は不可となる項目です。
- ・申出者による訂正印は、金融機関届出印を押印ください。

○口座名義人(本人名義に限定・屋号付きは不可)

◇第1号被保険者の方、第3号被保険者、任意加入被保険者の方、第2号被保険者(共済組合員を除く)、または共済組合員で「個人払込」を選択した方
掛金引落口座は本人名義の口座に限ります。（屋号付きは不可。）

◇第2号被保険者(共済組合員を除く)で「事業主払込」を選択した方
掛金引落口座は事業主名義の口座に限ります。

○金融機関届出印

- ・2枚目以降の「金融機関届出印」欄に、口座振替をする金融機関またはゆうちょ銀行に届出をしている印鑑を押印してください。
- ・2枚目以降で押印が必要な箇所に、口座振替をする金融機関届出印を押印してください。（金融機関届出印は、国民年金基金連合会で使用するものではなく、銀行にて使用するものです。そのため、必ず押印してください。ただし、金融機関で押印不要である場合は、押印の必要はありません。）

印鑑なし口座やサイン式口座での口座振替の場合の取扱いは、各金融機関にご確認ください。金融機関の取扱いと異なっていた場合、掛金の引き落としができず、その分を追納する制度はありません。

（※金融機関にて印鑑の届出をせず、生体認証方式で本人確認をした場合は、押印欄に「生体認証等方式」とご記入ください。）

○1. ゆうちょ銀行以外の金融機関

- ・掛金を銀行などの金融機関から口座振替によって納付される方は、□にレ点を記入してください。
- ・金融機関名、本店・支店名を記入してください。

◇預金種別

該当する預金種別の□にレ点を記入してください。

◇口座番号(右詰め)

預金通帳の口座番号を右詰めで記入してください。

○2. ゆうちょ銀行

- ・掛金をゆうちょ銀行から口座振替によって納付される方は、□にレ点を記入してください。
- ・預金通帳の記号と番号を右詰めで記入してください。

5.掛金額区分

- ・掛金の納付は「掛金を下記の毎月定額で納付します」または「納付月と金額を指定して納付します」のいずれかの□にレ点を記入してください。
ただし、11月に加入を申出の場合は、「納付月と金額を指定して納付します」を選択することはできません。
必ず「掛金を下記の毎月定額で納付します」を選択してください。
(11月に加入を申し出る方で、納付月と金額を指定して納付を希望する場合、毎月定額納付として一度お手続きいただき、お手元に「個人型年金加入確認通知書」が届いてから、「加入者掛金額変更届 (K-009号)」と「加入者月別掛金額登録・変更届 (K-030号)」をあわせて提出してください。)
- ・「納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。
- ・「納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届 (K-030号)」をあわせて提出してください。
(企業型確定拠出年金に加入している方は、「納付月と金額を指定して納付します」を選択することはできません。)

○毎月の掛金額

- ・掛金を毎月定額で指定する場合のみ記入してください。
- ・毎月の掛金額は5,000円～拠出限度額まで指定できます。
- ・掛金額は1,000円単位で指定して下さい。

◇第1号被保険者、任意加入被保険者の方の拠出限度額

拠出限度額は付加保険料の納付の有無、国民年金基金への加入状況によって異なります。

- ①拠出限度額：68,000円
付加保険料を納付していない方、かつ、国民年金基金に加入していない方
- ②拠出限度額：67,000円
付加保険料を納付している方
- ③拠出限度額：68,000円から国民年金基金の掛金月額を引いた額
国民年金基金に加入している方
(例として、国民年金基金の掛金月額が15,000円である場合は、53,000円となります。)

◇第2号被保険者の方(共済組合員を除く)の拠出限度額

拠出限度額は企業年金制度等の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額によって異なります。

①拠出限度額：23,000円

00：他に企業年金制度なし（厚生年金にのみ加入）

②拠出限度額：20,000円

10：企業型確定拠出年金

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
35,000円未満	20,000円
35,000円以上	55,000円-事業主掛金額 例) 55,000円-50,000円=5,000円

③拠出限度額：12,000円

11：企業型確定拠出年金および厚生年金基金

12：企業型確定拠出年金および確定給付企業年金

13：厚生年金基金

14：確定給付企業年金

15：石炭鉱業年金基金

16：企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円-事業主掛金額 例) 27,500円-20,000円=7,000円

◇第3号被保険者の方の拠出限度額

拠出限度額は、23,000円になります。

◇共済組合員の方の拠出限度額

拠出限度額は企業年金制度等の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額によって異なります。

①拠出限度額：12,000円

50：国家公務員共済組合員（長期）

51：地方公務員共済組合員（長期）

52：私立学校教職員共済制度（長期）

53：企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度（長期）

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円-事業主掛金額 例) 27,500円-20,000円=7,000円

6.現在のお勤め先(事業所の情報) (※第2号被保険者の方(共済組合員を除く)、共済組合員の方のみ、ご記入ください。)

○第2号被保険者の方(共済組合員を除く)

◇登録事業所番号、登録事業所名称

- ・「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書(K-101A1号)」に記載された登録事業所番号と事業所名称を記入してください。
- ・なお、「登録事業所番号」について、勤務先が「事業所登録」を行っていない場合や不明である場合は空欄でも構いません。
(空欄であった場合は、国民年金基金連合会より問合せさせて頂くことがあります。)
電子申請の場合、「登録事業所番号」は記入必須となります。登録事業所番号がない場合や不明な場合、紙による加入申出書と事業所登録申請書により申請してください。

◇企業年金制度等の加入状況

- 「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書(K-101A1号)」の「5.企業年金制度等の加入状況」で確認してください。

○共済組合員の方

◇登録事業所番号、登録事業所名称

- 「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)(K-101B号)」に記載された登録事業所番号と事業所名称を記入してください。

◇企業年金制度等の加入状況

- 「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)(K-101B号)」の「5.企業年金制度等の加入状況」で確認してください。

7.付加保険料納付状況、国民年金基金加入状況について

(※第1号被保険者、任意加入被保険者の方でいずれかに該当する場合はご記入ください。)

○国民年金の付加保険料(納付月額400円)を納付している

- ・付加保険料とは、国民年金の定額保険料に上乗せして納付する保険料です。
- ・国民年金の付加保険料を納付している方は、□にレ点を記入してください。

○国民年金基金に加入している

- ・国民年金基金とは、国民年金に上乗せした年金を受け取るための年金制度で、国民年金とは異なります。
- ・国民年金基金に加入している方は、□にレ点を記入してください。

◇国民年金基金加入員番号

国民年金基金に加入している方は記入してください。

◇掛金月額

国民年金基金に加入している方は、国民年金基金の掛金月額を記入してください。

8.給付金・年金の受給状況について

(60歳以上の方はご記入ください。)

- ・iDeCoの老齢給付金とは、個人型確定拠出年金の給付金の一つです。
- ・iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給していない方は□にレ点を記入してください。
- ・iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給したことがある方は加入できません。
- ・老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰り上げ受給していない方は□にレ点を記入してください。
- ・老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰り上げ受給している方は加入できません。

事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- 毎月掛金額には上限があります。詳しくは記入要領をご確認ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- お勤め先への照会等により、事業主の記入欄を無断で作成・変更したと認められた場合、本加入(変更)手続きが取り消されることがあります。
- 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- 選択項目のにはレ点をご記入ください。

1. 申出者の情報

証明を受ける 申出者氏名	年金 一郎	基礎年金番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0
		希望する 掛金の納付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 事業主払込 <input checked="" type="checkbox"/> 個人払込

2. 掛金額区分

掛金を下記の毎月定額で納付します。 ← どちらかを選択してください → 納付月と金額を指定して納付します。

毎月の掛金額 千 0 0 0 円

別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください。

3. 企業型確定拠出年金の加入状況 企業型確定拠出年金に加入している方は以下の項目について確認のうえ、にレ点をご記入ください。

企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページの基礎年金番号、性別、生年月日が、年金手帳または基礎年金番号通知書の内容と一致しています。

個人型年金と企業型確定拠出年金を合計した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金の掛金額が自動減額されることを確認しました。

4. 事業主の署名等

郵便番号 123-4567 電話番号 12-3456-7890

事業所名称 (カナ) マルマル (カ)

申出者について、個人型年金の加入資格があることを証明し、「事業所登録」がない場合、この証明書の内容で登録を申請します。

証明日 令和 1年 12月 12日
※3ヵ月以内有効

住 所 東京都〇〇区△△1-23-456 □□ビル

事業所名称 〇〇株式会社

事業主名称(代表者肩書 氏名) (証明ご担当者名: 年金 三郎)
代表取締役 年金 太郎

※個人事業主の方の場合、事業主の住所および氏名を記入。

5. 企業年金制度等の加入状況

番号 1 0 別添のフローチャートを実施し、該当番号を左欄にご記入ください。

上記の番号が[10][11][12][16]のいずれかに該当する場合は、にレ点をご記入ください。

申出者はマッチング拠出を選択していません。

事業所の事業主掛金は年単位拠出ではありません。

6. 申出者を使用している厚生年金適用事業所の住所・名称等

郵便番号 電話番号 - -

事業所名称 (カナ)

住 所

事業所名称

※「4事業主の署名等」と同一の場合、記入不要。

7. 連合会への「事業所登録」の有無等(複数回答可)

<input checked="" type="checkbox"/> 「事業主払込」で登録済	事業主払込用登録事業所番号								
<input checked="" type="checkbox"/> 「個人払込」で登録済	個人払込用登録事業所番号	1	2	3	4	5	6	7	8
<input checked="" type="checkbox"/> いずれの登録もない		<input checked="" type="checkbox"/> わからない							

※事業所番号が不明な場合、空欄でも構いません。但し電子申請の場合は番号の記入が必須です。

市区町村コード 掛金納付方法 1:事業主払込 2:個人払込

企業名称区分

8. 掛金の納付方法 必ずいずれかを選択してください

①申出者が希望しているため、「事業主払込」とする。

②申出者が希望しているため、「個人払込」とする。

③申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする。

④申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする。

→ 左で③を選択した場合のみご記入ください。

「事業主払込」が困難な理由を選択してください。

①「事業主払込」を行う体制が整っていないため。

②その他()

9. 資格取得年月日

資格取得年月日	退職手当等制度の種類	同制度の実施主体	同制度の根拠法令等
<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 09年 04月 01日	①事業所で実施している退職手当等	事業主	所得税法第30条
<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 年 月 日	②中退共(中小企業退職金共済) 建退共(建設業退職金共済) 清退共(清酒製造業退職金共済) 林退共(林業退職金共済)	独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法
<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 年 月 日	③特退共(特定退職金共済契約)	特定退職金共済団体(例)商工会議所	所得税法施行令第73条第1項第1号
<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 年 月 日	④社会福祉施設職員等退職手当共済	独立行政法人福祉医療機構	社会福祉施設職員等退職手当共済法
<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 年 月 日	⑤外国の法令に基づく保険又は共済(退職を理由に支払われるもの)	外国保険業者等	所得税法施行令第72条第3項第8号

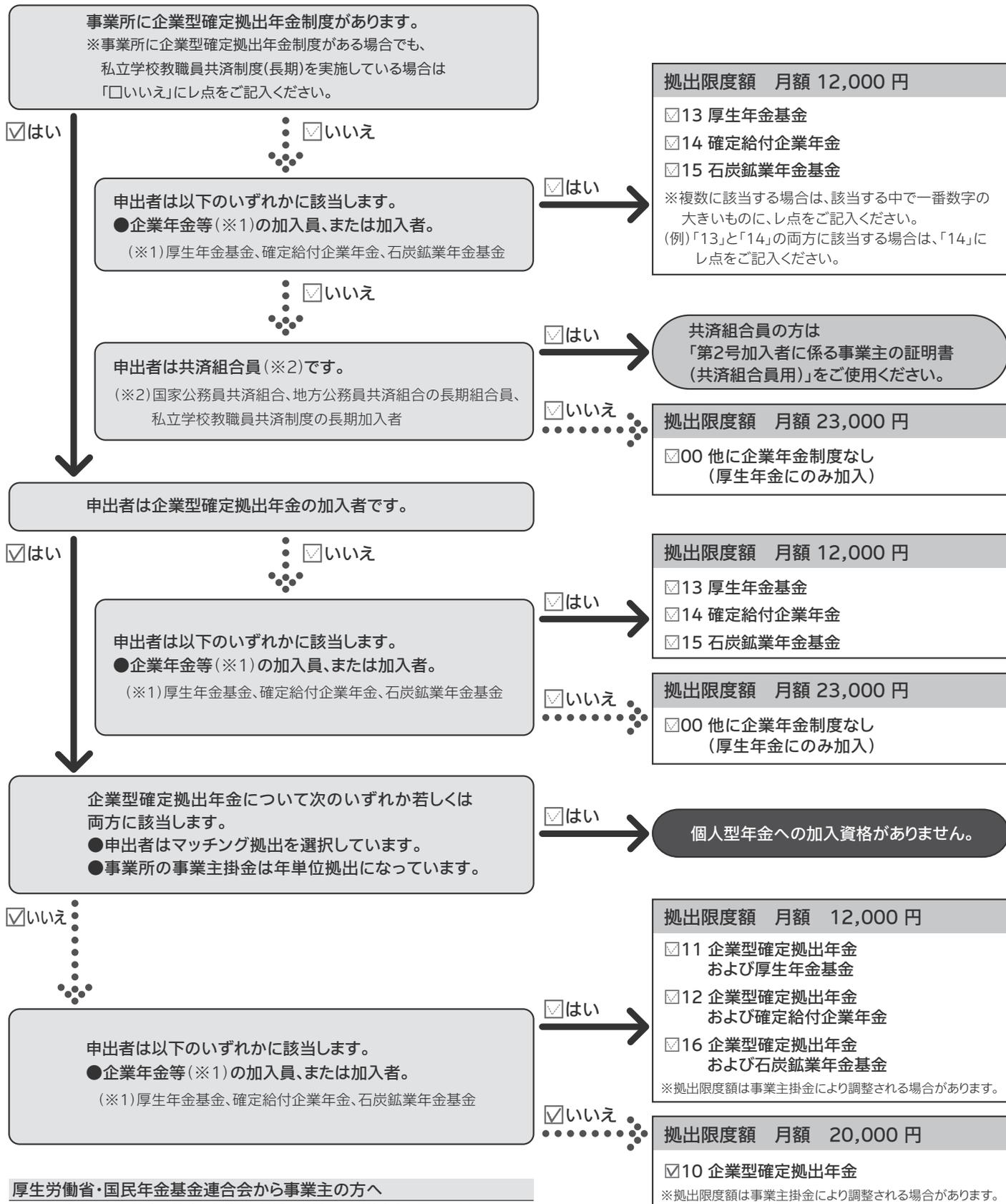
受付金融機関および事務処理センター使用欄

運用関連運営管理機関 (株)〇〇銀行	受付金融機関 令和 年 月 日	事務処理センター
記録関連運営管理機関 △△キーピング(株)		
採番する掛金の納付方法 採番した登録事業所番号		
<input checked="" type="checkbox"/> 事業主払込で採番		
<input checked="" type="checkbox"/> 個人払込で採番		

事業主

個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認

- 事業主が、下記のフローで、個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況をご確認ください。
- 該当項目のにはし点をご記入ください。
- 企業年金制度等の加入状況によって、個人型年金における拠出限度額が異なりますのでご確認ください。
- 加入資格がある場合は、2桁の数字(00~16)を左記の項目5の「企業年金制度等の加入状況」の番号欄にご記入ください。
- 厚生年金基金は企業年金制度の一つで、厚生年金とは別の制度になります。



厚生労働省・国民年金基金連合会から事業主の方へ

iDeCoの申込みに、法令に基づき事業主の証明が必要です。ご協力をお願いいたします。
ご不明な点がございましたら、下記まで。

Web: iDeCo公式サイト内「事業主の方へ」

TEL: 国民年金基金連合会コールセンター 0570-003-105

【K-101A号】 事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係

＜注意事項＞

- 《申出者の方へ》
本証明書の申出者欄を記入の上、別添「事業主 個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認」（以下「フローチャート」という。）と共に、事業主の方にお渡しして証明の依頼を行ってください。
- 《事業主の方へ》
フローチャートの左下には、事業主にご協力いただく事項、掛金の所得控除および問い合わせ先等を記載しています。
- この証明書は、個人型年金の加入者資格を証明するための重要な書類です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。（選択肢は、該当する□にレ点を記入してください。）
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。（申出者の情報欄：申出者が訂正・事業主の情報欄：事業主が訂正）
- 3枚目は事業主の控えです。
- 企業型確定拠出年金に加入している方で、マッチング拠出を選択している、または企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出の場合は加入することができません。
- 「事業主払込」を初めて実施する場合は、事業主は「個人型年金加入申出書（K-001号）」で次の手続きを行ってください。
 - ・掛金引落口座情報の記入
 - ・「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（K-007A）」の作成
- 5. 企業年金制度等の加入状況を、別添フローチャートを必ず実施の上、該当する番号をご記入ください。
- フローチャートにて「個人型年金への加入資格がありません」に該当した場合は、その旨を申出者にお伝えいただき、署名なしで申出者に返却してください。
- 記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。
- 公的年金※1や企業年金等※2の加入状況に変更がある場合は、「加入者他年金（企業年金等）加入状況変更届（K-028号）」の添付が必須です。
 - ※1 共済組合員から第2号被保険者に変更した場合。
 - ※2 事業所の変更はないが、企業年金制度等を変更した場合。
- 企業型確定拠出年金に加入している方は、年金手帳または基礎年金番号通知書などに記載された基礎年金番号、性別、生年月日が、企業型確定拠出年金の加入者向けWEBサイトに表示されている基礎年金番号、性別、生年月日と、一致していることを確認してください。

＜注意事項＞

- 企業型確定拠出年金の事業主掛金額が、50,000円を超える場合は個人型年金に加入できません。（企業型確定拠出年金と企業年金等の同時加入時は22,500円を超えている場合は個人型年金に加入できません。）
個人型年金加入後に、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が50,000円（企業型確定拠出年金と企業年金等の同時加入時は22,500円）を超えた場合、個人型年金の拠出が停止します。
- 個人型年金と企業型確定拠出年金に同時加入し、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が次のいずれかに該当する場合は、個人型年金の拠出限度額が引き下げられます。
 - ・事業主掛金額が35,000円以上（企業年金等に加入していない場合）
個人型年金の拠出限度額は「20,000円-(事業主掛金額-35,000円)」
 - ・事業主掛金額が15,500円以上（企業年金等に加入している場合）
個人型年金の拠出限度額は「12,000円-(事業主掛金額-15,500円)」（注）いずれの場合も上記の「個人型年金の拠出限度額」が5,000円未満の場合は、個人型年金に加入できません。
- 加入後に個人型年金の掛金額が上記金額を超過していた場合、個人型年金の掛金額は拠出限度額内になるよう自動で減額されます。また、減額後の掛金額が5,000円未満となった場合は掛金の拠出が停止されます。

1. 申出者

○証明を受ける申出者氏名(漢字)

- ・氏名に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。
- ・また、補正ができない場合は、氏名の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、ご了承ください。

○基礎年金番号

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

○希望する掛金の納付方法

該当する□にレ点を記入してください。

2.掛金額区分

- ・掛金の納付は「掛金を毎月定額で納付します」または「納付月と金額を指定して納付します」のいずれかの□にレ点を記入してください。
- ・「納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。
- ・「納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030号）」を合わせて提出してください。
（企業型確定拠出年金に加入している方は、「納付月と金額を指定して納付します」を選択することはできません。）

○毎月の掛金額

- ・「事業主払込」を選び、「掛金を毎月定額で納付します」を選んだ方のみ記入してください。
- ・拠出限度額は以下の通り、企業年金制度等の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額によって異なります。

①拠出限度額：23,000円
00：他に企業年金制度なし（厚生年金にのみ加入）

②拠出限度額：20,000円
10：企業型確定拠出年金

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
35,000円未満	20,000円
35,000円以上	55,000円-事業主掛金額 例) 55,000円-50,000円=5,000円

③拠出限度額：12,000円
11：企業型確定拠出年金および厚生年金基金
12：企業型確定拠出年金および確定給付企業年金
13：厚生年金基金
14：確定給付企業年金
15：石炭鉱業年金基金
16：企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円-事業主掛金額 例) 27,500円-20,000円=7,000円

3.企業型確定拠出年金の加入状況

企業型確定拠出年金に加入している方は以下の項目について確認のうえ、□にレ点をご記入ください。

- ・企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページの基礎年金番号、性別、生年月日が年金手帳または基礎年金番号通知書の内容と一致している方は、□にレ点を記入してください。
- ・企業型確定拠出年金の事業主掛金が増額され、個人型年金の掛金額が拠出限度額を超過した場合、自動で掛金額が減額されることを確認した方は、□にレ点を記入してください。

4.事業主の署名等

○住所

- ・住所に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。
- ・また、補正ができない場合は、住所の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、ご了承ください。

○事業所名称

個人事業主の方の場合は、事業主の住所を記入してください。

○事業主名称

個人事業主の方の場合は、事業主の氏名を記入してください。

○(証明ご担当者名:)

本証明をいただいたご担当者名を記入してください。

5.企業年金制度等の加入状況

フローチャートを実施し、該当する番号を記入してください。

○上記の番号が【10】【11】【12】【16】のいずれかに該当する場合は、□にレ点をご記入ください。

- ・申出者がマッチング拠出を選んでいない場合は、□にレ点を記入してください。
 - ・事業所の事業主掛金が年単位拠出ではない場合は、□にレ点を記入してください。
- ※該当する方で、レ点が記入されていない場合は、加入することができません。

6.申出者を使用している厚生年金適用事業所の住所・名称等

「事業主」と「厚生年金適用事務所」が同一の場合は、記入不要です。

○住所

- ・住所に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。
- ・また、補正ができない場合は、住所の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、ご了承ください。

7.連合会への「事業所登録」の有無等(複数回答可)

該当する□にレ点を記入してください。

○事業主払込用登録事業所番号

- ・「事業主払込で登録済」を選択した方は記入してください。
- ・事業所番号が不明な場合は、空欄でも構いません。

○個人払込用登録事業所番号

- ・「個人払込で登録済」を選んだ方は記入してください。
- ・事業所番号が不明な場合は、空欄でも構いません。

電子申請の場合、「登録事業所番号」は記入必須となります。登録事業所番号がない場合や不明な場合、紙による加入申出書と事業所登録申請書により申請してください。

8.掛金の納付方法

- ・該当する番号の□にレ点を記入してください。
- ・③に該当する場合は、「事業主払込」が困難な理由を、①または②で選択(記入)し、□にレ点を記入してください。

9.資格取得年月日

申出者が現時点で資格を有する場合のみ「資格取得年月日」を記入してください。

第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- 毎月の掛金額には上限があります。詳しくは記入要領でご確認ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- お勤め先への照会等により、事業主の記入欄を無断で作成・変更したと認められた場合、本加入(変更)手続きが取り消されることがあります。
- 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- 選択項目のにはし点をご記入ください。

申出者

事業主

1. 申出者の情報

証明を受ける 申出者氏名	年金 一郎	基礎年金番号	1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0
		希望する 掛金の納付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 事業主払込						<input checked="" type="checkbox"/> 個人払込				

2. 掛金額区分

掛金を下記の毎月定額で納付します。 ← どちらかを選択してください → 納付月と金額を指定して納付します。

毎月の掛金額		千			円
		0	0	0	

別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください。

3. 企業型確定拠出年金の加入状況

企業型確定拠出年金に加入している方は以下の項目について確認のうえ、にし点をご記入ください。

企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページの基礎年金番号、性別、生年月日が、年金手帳または基礎年金番号通知書の内容と一致しています。

個人型年金と企業型確定拠出年金を合計した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金の掛金額が自動減額されることを確認しました。

4. 事業主の署名等

郵便番号 123-4567 電話番号 12-3456-7890

事業所名称 (カナ) ○○ショウ

申出者について、個人型年金の加入資格があることを証明します。

証明日 令和 1年 12月 12日
※3カ月以内有効

住所 東京都○○区△△1-23-456 □□ビル

事業所名称 ○○省

事業主名称(代表者肩書 氏名) (証明ご担当者名: 年金 三郎)

○○ ○○

5. 企業年金制度等の加入状況

下記の該当番号を記入してください。 → 番号 5 0

50 国家公務員共済組合(長期)
51 地方公務員共済組合(長期)
52 私立学校教職員共済制度(長期)
53 企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)

上記の番号が【53】の場合は、にし点をご記入ください。

申出者はマッチング拠出をしていません。
 事業所の事業主掛金は年単位拠出ではありません。

6. 申出者を使用している事業所の住所・名称等

郵便番号 123-4567 電話番号 12-3456-7890

事業所名称 (カナ) ○○ショウ ○○キョク

住所 東京都○○区△△1-23-456 □□ビル ○○省 ○○局

事業所名称 ○○省 ○○局

※「4事業主の署名等」と同一の場合、記入不要。連合会へ登録している名称・住所を記入。

7. 連合会への「事業所登録」の有無等

<input checked="" type="checkbox"/> 「事業主払込」で登録済	振込用 登録事業所番号												
	口座振替用 登録事業所番号												
<input checked="" type="checkbox"/> 「個人払込」で登録済	個人払込用 登録事業所番号	1	2	3	4	5	6	7	8				

掛金納付方法 1:事業主払込 2:個人払込 3:振込

8. 掛金の納付方法 必ずいずれかを選択してください

<input checked="" type="checkbox"/> ①申出者が希望しているため、「事業主払込」とする。 <input checked="" type="checkbox"/> ②申出者が希望しているため、「個人払込」とする。 <input checked="" type="checkbox"/> ③申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする。 ▼「事業主払込」が困難な理由を選択してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 「事業主払込」を行う体制が整っていないため。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	左で①または④を選択した場合のみご記入ください。 <input checked="" type="checkbox"/> ①振込を選択する。 <input checked="" type="checkbox"/> ②口座振替で直近12カ月以内に引落実績がある。 <input checked="" type="checkbox"/> ③口座振替で直近12カ月以内に引落実績がない、または不明である。 ③再度預金口座振替登録が必要な場合、別途「登録事業所掛金引落機関情報登録・変更届」の提出が必要となります。
---	---

受付金融機関および事務処理センター使用欄

運用関連運営管理機関 (株)○○銀行
記録関連運営管理機関 △△キーピング(株)

受付金融機関	事務処理センター
令和 〇 年 〇 月 〇 日	

＜注意事項＞

- 《申出者の方へ》
本証明書の申出者欄を記入の上、事業主の方にお渡して証明の依頼を行ってください。
- 《事業主の方へ》
この証明書は、個人型年金の加入者資格を証明するための重要な書類です。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
(申出者の情報欄：申出者が訂正・事業主の情報欄：事業主が訂正)
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。
(選択肢は、□の場合はレ点を記入してください。)
- 記入内容に不備があった場合は手続が遅延することがあります。
- 企業型確定拠出年金に加入している方で、マッチング拠出を選択している、または企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出の場合は加入することができません。
- 公的年金※1や企業年金※2の加入状況に変更があった場合は、「加入者他年金(企業年金等)加入状況変更届(K-028号)」の添付が必須です。
※1 第2号被保険者から共済組合員に変更した場合。
※2 事業所の変更はないが、企業年金制度等を変更した場合。
- 企業型確定拠出年金に加入している方は、年金手帳または基礎年金番号通知書などに記載された基礎年金番号、性別、生年月日が、企業型確定拠出年金の加入者向けWEBサイトに表示されている基礎年金番号、性別、生年月日と、一致していることを確認してください。
- 企業型確定拠出年金と企業年金等に同時加入し、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が22,500円を超えている場合は個人型年金に加入できません。
個人型年金加入後に、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が22,500円を超えた場合、個人型年金の拠出が停止します。
- 個人型年金と企業型確定拠出年金に同時加入し、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が次に該当する場合は、個人型年金の拠出限度額が引き下げられます。
・事業主掛金額が15,500円以上(企業年金等に加入している場合)
個人型年金の拠出限度額は「12,000円-(事業主掛金額-15,500円)」
(注)「個人型年金の拠出限度額」が5,000円未満の場合は、個人型年金に加入できません。
- 加入後に個人型年金の掛金額が上記金額を超過していた場合、個人型年金の掛金額は拠出限度額内になるよう自動で減額されます。また、減額後の掛金額が5,000円未満となった場合は掛金の拠出が停止されます。

1.申出者

○証明を受ける申出者氏名(漢字)

- ・氏名に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。
- ・また、補正ができない場合は、氏名の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、ご了承ください。

○基礎年金番号

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

○希望する掛金の納付方法

該当する□にレ点を記入してください。

済組合員用) 記入要領

2.掛金額区分

- ・掛金の納付は「掛金を毎月定額で納付します」または「納付月と金額を指定して納付します」のいずれかの□にレ点を記入してください。
- ・「納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。
- ・「納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届 (K-030号)」を合わせて提出してください。
(企業型確定拠出年金に加入している方は、「納付月と金額を指定して納付します」を選択することはできません。)

○毎月の掛金額

- ・「事業主払込」を選び、「掛金を毎月定額で納付します」を選んだ方のみ記入してください。
- ・拠出限度額は企業年金制度等の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額によって異なります。

①拠出限度額：12,000円

- 50：国家公務員共済組合員（長期）
- 51：地方公務員共済組合員（長期）
- 52：私立学校教職員共済制度（長期）
- 53：企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度（長期）

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円-事業主掛金額 例) 27,500円-20,000円=7,000円

3.企業型確定拠出年金の加入状況

企業型確定拠出年金に加入している方は以下の項目について確認のうえ、□にレ点をご記入ください。

- ・企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページの基礎年金番号、性別、生年月日が年金手帳または基礎年金番号通知書の内容と一致している方は、□にレ点を記入してください。
- ・企業型確定拠出年金の事業主掛金が増額され、個人型年金の掛金額が拠出限度額を超過した場合、自動で掛金額が減額されることを確認した方は、□にレ点を記入してください。

5.企業年金制度等の加入状況

該当する番号を記入してください。

○上記の番号が【53】の場合は、□にレ点をご記入ください。

- ・申出者がマッチング拠出を選んでいない場合は、□にレ点を記入してください。
 - ・事業所の事業主掛金が年単位拠出ではない場合は、□にレ点を記入してください。
- ※該当する方で、レ点が記入されていない場合は、加入することができません。

6.申出者を使用している事業所の住所・名称等

「4.事業主の署名等」と同一の場合は、記入不要です。

7.連合会への「事業所登録」の有無等(複数回答可)

該当する□にレ点を記入してください。

○振込用登録事業所番号

「事業主払込で登録済」を選択し、振込の場合は記入してください。

○口座振替用登録事業所番号

「事業主払込で登録済」を選択し、口座振替の場合は記入してください。

○個人払込用登録事業所番号

「個人払込で登録済」を選んだ方は記入してください。

電子申請の場合、「登録事業所番号」は記入必須となります。個人払込で登録事業所番号が無い場合、「事業所登録申請書(事前登録用) (K-029号)」を提出し、番号を取得してください。

8.掛金の納付方法

- ・該当する□にレ点を記入してください。
- ・③に該当する場合は、「事業主払込」が困難な理由を選択(記入)し、□にレ点を記入してください。
- ・①もしくは④に該当する場合は、右欄①～③のいずれかを選択してください。